

県立学校等非常勤講師取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、県立学校又は市立高等学校の定時制の課程（以下「県立学校等」という。）に勤務する非常勤講師の任用、報酬その他の勤務条件に関し、基本的事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、「非常勤講師」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する職にある者で、教科・科目・領域の授業を担当する者等をいう。

第3 任用

1 任命

非常勤講師は、埼玉県教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する。

2 任期

非常勤講師の任期は、1会計年度内で、委員会が必要と認めた期間とする。

3 欠格事由

地方公務員法第16条各号及び平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条欠格条項に該当する者は、非常勤講師として任用できないものとする。

4 条件付採用

非常勤講師の採用は、全て条件付のものとし、その職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

1月の勤務日数が15日に達しない者については、勤務日数が15日に達する日まで条件付採用の期間を延長する。

5 人事評価

非常勤講師は、埼玉県立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領に基づき、人事評価を実施する。

第4 報酬等

1 報酬の決定

非常勤講師の報酬は日額又は月額とし、会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（平成31年埼玉県条例第20号）及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和2年埼玉県教育委員会規則第3号。以下「報酬規則」という。）により委員会が決定する。

2 報酬の日割計算

月額で報酬を定められている非常勤講師が月の途中で採用され、又は退職（死亡による退職を除く。）した場合の報酬は、報酬の月額に、その月の報酬支払い期間のうち勤務した勤務時間数をその月の初日に採用されたものとした場合の勤務すべき勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

なお、勤務時間が授業時間単位で定められている場合は、勤務時間数を授業時間数と読み替える。

3 報酬の減額

- (1) 月額で報酬を定められている非常勤講師が勤務しない場合は、第6に定める勤務日に当たる休日、第7に定める有給休暇並びに第9に定める研修を除き、報酬を減額して支給する。
- (2) 減額すべき額は、報酬規則第11条により得た額とする。
なお、勤務時間が授業時間単位で定められている場合は、勤務時間数を授業時間数と読み替える。

4 期末手当

- (1) 任期及び在職期間
期末手当の算出に係る任期及び在職期間には、他の職（一般職の常勤職員及び会計年度任用職員を含む。）において期末手当の算出の基礎となっているものは含めない。
- (2) 支給の特例
基準日前1か月以内において非常勤講師を退職後、基準日までに別の非常勤講師となった場合であって、同一会計年度内における合計した任期が6か月以上あるものにあつては、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）第12条の2第1項後段による期末手当は支給しない。

第5 費用弁償

非常勤講師の費用弁償は、「県立学校等の非常勤講師に対する費用弁償について（昭和53年3月31日付教学二第498号）」の定めるところによる。

第6 勤務日等

1 勤務時間等

- (1) 非常勤講師の勤務日及び勤務時間は、校長が指定する。
- (2) 非常勤講師の勤務時間数は、1週間について実時間20時間を超えてはならない。ただし、発令期間が1年に満たないものについてはこの限りではない。
- (3) 非常勤講師の勤務を要しない日及び時間は、(1)において校長の指定する勤務日及び勤務時間以外とする。
なお、勤務日に当たる休日（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第28号）第10条第1項に定める学校職員の休日をいう。）については、特に勤務することを命ぜられない限り、勤務するこ

とを要しないものとする。

第7 休暇

非常勤講師の休暇は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年教育委員会規則第9号。以下「勤務時間規則」という。）第21条及び第22条に基づき、以下のとおりとする。

1 非常勤講師の有給休暇は、次のとおりとする。

(1) 年次休暇

ア 別表1のとおり年次休暇を与える。

イ 年次休暇は日を単位として与える。

ウ 非常勤講師が、2以上の県立学校等に勤務している場合は、各学校の勤務日の数に基づいて、当該学校ごとに年次休暇を与える。

なお、この項において、全日制の課程及び定時制の課程を併置する高等学校にあっては、それぞれの課程をもって1の学校とする。

2 非常勤講師の有給の特別休暇は、次のとおりとする。

(公務上災害又は通勤災害による病気休暇)

(1) 公務上負傷し、若しくは病気にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労働者災害補償法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合、その療養に必要な期間

(妊産婦の通院休暇)

(2) 妊娠中又は産後一年以内の非常勤講師が妊娠又は出産に関し母子保健法（昭和40年法律第141号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合、妊娠満二十三週までは四週間に一回、妊娠満二十四週から満三十五週までは二週間に一回、妊娠満三十六週から出産までは一週間に一回、産後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についても、その指示された回数）とし、一回につき一日の範囲内でその都度必要と認められる時間

(妊婦の通勤休暇)

(3) 妊娠中の非常勤講師がその母体の健康維持に重大な支障を与えると認められる程度に混雑する交通機関を利用して通勤する場合、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間

(夏季休暇)

(4) ア 一の年の6月から9月までの期間内における、週当たりの勤務日数に応じて別表2に定める日数の範囲内の期間の夏季休暇を与える。

（ただし、当該期間における勤務日数が別表2に定める日数に満たないものにあつては、その勤務する日数）

イ 夏季休暇は日を単位として与える。また、この休暇は原則として連

続して取得するものとする。

(忌引休暇)

- (5) 非常勤講師の親族（勤務時間規則別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、非常勤講師が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する実日数を加えた日数）の範囲内の期間

(交通遮断休暇)

- (6) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合、その都度必要と認められる期間

(危険回避のための休暇)

- (7) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤講師が退勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その都度必要と認められる期間

(現住居滅失等の休暇)

- (8) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤講師が勤務しないことが相当であると認められるとき、7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間
ア 非常勤講師の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤講師がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
イ 非常勤講師及び当該非常勤講師と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤講師以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(結婚休暇)

- (9) 非常勤講師が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、県教育委員会が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間

3 非常勤講師の無給の特別休暇は、次のとおりとする。

(私傷病による病気休暇)

- (1) 2の(1)以外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その期間は、県教育委員会規則で定める日を除き、連続して90日を超えることはできない。

(出産休暇)

- (2) 非常勤講師の出産の場合、出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から産後8週間を経過するまでの期間

(妊産疾病休暇)

- (3) 妊娠中の非常勤講師が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、必要と認められる期間

(妊娠障害休暇)

- (4) 妊娠中の非常勤講師が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合、週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤講師にあつては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に応じて別表3に定める日数の範囲内の期間の妊娠障害休暇を与える。

(育児時間)

- (5) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条に規定する生後満一年に達しない子を育てる場合の育児時間は、1日2回各々30分

(子の看護休暇)

- (6) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する非常勤講師が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇は、一の年度において5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(短期介護休暇)

- (7) 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母及び勤務時間規則第14条第1項各号に掲げる者であつて負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度において5日（要介護家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(介護休暇)

- (8) 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合、指定期間内において必要と認められる期間

(介護時間)

- (9) 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、連続する3年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合、当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該非常勤講師について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

(生理休暇)

- (10) 生理のため勤務が著しく困難な場合の休暇は、必要と認められる期間

(ドナー休暇)

- (11) 勤務時間規則第12条第1項第20号に掲げる場合の休暇は、必要と認められる期間

4 組合休暇

教育委員会の承認を得て登録された職員団体の業務に従事する場合（登録された職員団体の規約に定める機関で勤務時間規則第13条第1項で定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限る。）の休暇とし、一の年度について30日の範囲内とする。

5 その他

- (1) 2の(4)の休暇は、6月から9月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、6月1日から9月30日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤講師に限り、取得することができる。
- (2) 3の(6)及び(7)の休暇は、一週間の勤務日が3日以上とされている非常勤講師又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤講師で一年度の所定勤務日数が121日以上であるものであって、六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。
- (3) (2)の規定は、3の(8)及び(9)の休暇について準用する。この場合において、前項中「六月」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。
- (4) 3の(8)の休暇は、当該休暇の期間の初日から93日を経過する日（以下において「93日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（93日経過日から一年を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

第8 育児休業等

- 1 非常勤講師は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）の規定に基づき、育児休業及び部分休業をすることができる。
- 2 部分休業により勤務しない場合には、「第4 報酬等」の3の規定により、減額した報酬を支給するものとする。

第9 研修

非常勤講師は、授業に支障がない限り、校長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

第10 服務等

1 赴任

新たに採用された非常勤講師は、赴任後、7日以内に、所定の履歴カードを作成し校長に提出しなければならない。

2 服務の宣誓

新たに非常勤講師となった者は赴任後、7日以内に職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年埼玉県条例第8号）の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

3 身上記録の報告

非常勤講師は、氏名、住所等を変更したときは、様式1の氏名（住所）変更届をもって、すみやかに教育長に届け出なければならない。

4 出勤

非常勤講師は、校長の定める執務開始時刻までに出勤しなければならない。

5 服務規律

(1) 非常勤講師は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) 非常勤講師は、職務の遂行に当たっては、法令等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(3) 非常勤講師は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) 非常勤講師は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(5) 非常勤講師の政治的行為の制限については、当分の間、国家公務員の例による。

(6) 非常勤講師は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、もしくはあおってはならない。

(7) 非常勤講師の服務、分限及び懲戒については、教員（教育公務員特例法第2条第2項の「教員」）の例による。ただし、サービスの性質上これにより難しいものについては、この限りでない。なお休職をしている期間については、報酬を支給しない。

6 職務専念

(1) 非常勤講師は、法律又は、条例に特別の定めがある場合のほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のためにのみ用いなければならない。

(2) 非常勤講師は特別の定めがある場合のほか、校長の許可がなければ職務の場を離れることができない。

(3) 非常勤講師は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年埼玉県条例第38号。）及び職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年埼玉県人事委員会規則12-2。）の規定に基づき、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、校

長に、所定の様式を用いて願い出なければならない。

7 退校

非常勤講師が退校しようとするときは、その所管する施設、設備、文書、その他の物品、金銭等を遺漏なく収置し、これらの保全管理の措置を、十分に講じておかななければならない。

8 休暇

非常勤講師が、勤務時間規則第20条、第21条及び第22条に規定する休暇を受けようとするときは、校長に、非常勤講師休暇簿を用いて届け出なければならない。

9 兼職及び他の事業等への従事等

非常勤講師が、教育に関する他の職を兼ね、若しくは教育に関する他の事業若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事等しようとする場合については、その制限を対象外としているが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用される。

10 その他

非常勤講師のその他の服務等については、一般の学校職員の例による。ただし、服務の性質上これにより難しいものについては、この限りでない。

第11 退職

1 非常勤講師は、任用期間の満了により退職するものとする。

2 非常勤講師は、任用期間の満了の前に退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の3週間前までに、退職願を校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

第12 災害補償

非常勤講師が公務のため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合においては、「労働者災害補償法」の適用を受ける。

第13 社会保険の適用

非常勤講師の社会保険の適用については、「健康保険法（大正11年法律第70号）」、「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）」又は「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」に定めるところによる。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、非常勤講師について必要な事項は別に定める。

第15 実施時期

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表 1

勤週 務当 日た 数り	1年間の所定 の勤務日数 (一の年度の 所定勤務日数)	採 用 初 年 度	2 年 度 目	3 年 度 目	4 年 度 目	5 年 度 目	6 年 度 目	7 年 度 目	8 年 度 目	9 年 度 目	10 年 度 目	11 年 度 目	12 年 度 目	13 年 度 目	14 年 度 目	15 年 度 目	16 年 度 目 以 上
1日	48日から72日まで	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
2日	73日から120日まで	3	4	4	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
3日	121日から168日まで	5	6	6	8	9	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
4日	169日から216日まで	7	8	9	10	12	13	15	16	17	18	19	20	20	20	20	20
5日 以上	217日以上	10	11	12	14	16	18	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

別表 2

週当たりの勤務日数	1年間の所定の勤務日数	夏季休暇
5日	217日以上	3日
4日	169日から216日まで	
3日	121日から168日まで	
2日	73日から120日まで	
1日	48日から72日まで	

別表 3

週当たりの勤務日数	1年間の所定の勤務日数	妊娠障害休暇
5日	217日以上	14日
4日	169日から216日まで	10日
3日	121日から168日まで	8日
2日	73日から120日まで	5日
1日	48日から72日まで	2日

様式1

氏名（住所）変更届

年 月 日

教育長 様

学校名
職 名 非常勤講師
氏 名

私は、下記のとおり氏名（住所）を変更したのでお届けします。

記

職員番号・臨任番号	報 告 理 由	変 更 年 月 日
		年 月 日

氏名・住所等	ふりがな 氏 名	新	
		旧	
	住 所 電話番号	新	
		旧	